

【イタリア】 深刻な景気後退に対処するための緊急経済対策

海外立法情報調査室・萩原 愛一

* ベルルスコーニ内閣は、国際的な金融危機に端を発するイタリア国内の経済状況の悪化に対処するために、トレモンティ経済・財政大臣が中心となって策定してきた緊急経済対策を、2008年11月28日の閣議で了承し、翌日、暫定措置令として公布した。

景気対策のための暫定措置令の制定

それに先立つ11月26日、EUの欧州委員会は、加盟27国に、積極的な景気刺激策を進めるように要請した。EUは、加盟各国に財政支出や減税を求めており、EUの財政規律からの一時的逸脱も容認する方針である。イタリアの経済対策は、EUの対策・方針を受けるかたちで、早速、その3日後に公布されたわけである。トレモンティ経済・財政大臣は、財政赤字を増大させないよう配慮しつつ、効果的な対策を打ち出したと述べた。また、ベルルスコーニ首相は、EUの中でも、イタリアが一番早く経済危機の打開に向けて対策に着手した、と胸を張るとともに、野党に対しては、経済対策の実施に向けて、協力を呼びかけた。

「家庭、労働、雇用及び企業への支援並びに不況克服のための国の戦略の見直しに係る緊急措置」（2008年11月29日の暫定措置令第185号）と題されたこの法令は、全5章36条からなる、大部なものである。それぞれの章は、「家庭への支援」（1-7条）、「経済への支援」（9-17条）、「不況克服のための国の戦略の見直し：人的資本の保護及び学校建築をはじめとする大小のインフラストラクチャーに対する公的需要の促進」（18-23条）、「公共サービス」（24-26条）、「財政上の規定」（27-36条）となっている。

この経済対策の目的は、低所得者の保護・救済、消費者の購買力の維持、企業への支援、公共事業の促進等で、そのための財政支出は、800億ユーロと見積もられている。盛り沢山の内容であるが、この法令の第1章が、「家庭への支援」に当てられているように、家計への援助や生活防衛対策に、かなり重点が置かれている。新聞等の報道においても、家庭に対する措置に関心が集中している。以下、主な対策を列挙する。

家庭に対する支援措置

- ・ 特別給付金—措置令の冒頭、第1条に規定されており、今回の経済対策の目玉のひとつである。特別給付金は、我が国で支給が予定されている定額給付金と似ているが、対象者は、家族を持つ低所得（年収22,000ユーロ未満）の被雇用者及び年金生活者に限られる。所得と家族の人数に応じて、200から1,000ユーロが支給される。障害者がいる家庭（年収35,000ユーロ未満）も考慮される。申請は、2009年1月中旬に、雇用主経由（年金生活者の場合は、全国社会保険公社）で行い、2月か3月

に給与（又は年金月額）に加算されて支給される。該当する家庭は 800 万世帯にのぼると見られ、24 億ユーロが当てられる。6 月 25 日の暫定措置令第 112 号で導入され、ようやく配布されることになった、月額 40 ユーロ分のソーシャル・カード(注)とあわせて、低所得者・年金生活者の家計補助を図る。

- ・住宅ローン利率の優遇措置—別荘などを除く住宅ローンの変動利率は、4%以下に誘導し、すでにローン契約が終わっている場合には、超過利率分を政府が補填する。
- ・公共料金の凍結又は値下げ—電気・ガスをはじめとする、水道以外の公共料金が対象で、2009 年 12 月 31 日までの措置
- ・高速道路料金・地方鉄道料金の値上げの凍結—自動車や鉄道を利用する通勤労働者のための措置として講じられる。
- ・新生児のいる家庭への援助—新生児の育児に必要な出費を補助する目的で、低金利での貸付を行う。

企業及び経済全般に係る措置

- ・減税措置—企業所得税及び州生産活動税の軽減（3%）など
- ・付加価値税の課税時点の後ろ倒し—付加価値税の課税はインボイスの発行時点から売上金の入金時点とする（ただし、この措置の実施には、EU の承認が必要）。
- ・インフラ整備—学校建築等の安全確保（最近、ある高等学校の校舎の天井が崩落して死者が出る惨事がおこり、学校建築の安全性が問題となった）、考古学的地域・博物館等の文化的環境の改善など
- ・鉄道整備プロジェクト—重要な鉄道建設計画については、工事の実施を早める措置も講じる。
- ・雇用セーフティネット対策—失業者の増加に備え、給与補償金庫や失業手当のための予算を拡充

対策に対する批判など

ある新聞の試算によれば、特別給付金を 1 年間にならすと、月額 53 セント（独居の年金生活者の場合）から 2.66 ユーロ（最貧困家庭の場合）であり、生活支援というには、あまりにもわずかな額である。もちろん、消費需要の刺激を望むべくもない。住宅ローンに対する措置も、利率が今後 4%以下に下落していく可能性が高く、意味のない規定との批判がある。また、公共料金の凍結の規定については、暫定措置令の公布後に、独立行政機関の電気ガス管理局の決定事項である電気・ガス料金には適用しない、と修正したため、野党からは、大きな後退であるとして、恰好の攻撃材料になっている。経済界からは、企業向けの支援が不十分との声もある。この暫定措置令が法律に転換されるまでに、今後、議会で多くの議論と修正が行われると思われる。

注

・「【イタリア】2009 年に向けての経済財政戦略」『外国の立法』236-2 号, 2008.8, p.13 参照